

令和7年

議会運営委員会会議録

とき 令和7年3月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和7年3月25日(火) 午前10時30分～午前11時02分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 まつざわ和昌 副委員長 若林ひろき
副委員長 大倉たかひろ 委員 せお麻里
委員 西村直子 委員 こしば新
委員 この孝子 委員 塚本よしひろ
委員 松永よしひろ 委員 山本やすゆき
委員 安藤たい作 委員 須貝行宏

欠席委員 委員 石田ちひろ

その他の出席議員 議長 渡辺ゆういち 副議長 あくつ広王

出席説明員 堀越副区長 柏原区長室長

事務局職員 大澤区議会事務局長 横田庶務係長
黒肥地議事係長 吉田調査係長

○午前10時30分開会

○まつざわ委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりです。

なお、石田ちひろ委員は、本日欠席とのご連絡をいただいております。

最後に、机上に配付しております令和7年陳情第2号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほど確認をお願いいたします。

1 令和7年第1回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○まつざわ委員長

それでは、予定表1、令和7年第1回定例会についての(1)理事者から発言を求められている件についてを議題に供します。

本件につきまして、堀越副区長よりご説明願います。

○堀越副区長

おはようございます。本日はお時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

本定例会にお手元に配付の3議案を追加の提案をさせていただき、ご審議を賜りたく、この場をお借りしまして説明をさせていただきます。

最初に、品川区特別区税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免申請において、道路交通法に規定する免許情報記録個人番号カードというものがあるのですが、これを運転免許証と同等に取り扱う改正を行うものであります。

このほか、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、同法を引用している項に移動が生じたことから規定を整備するものであります。

次に、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、令和6年第3回定例会で契約の議決をいただきました八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約につきまして、増築棟の施工範囲全域に地中障害物があることが判明したため、当該地中障害物を撤去する必要性が生じました。本件増築工事を施工するためには、これら地中障害物の撤去を行う必要があることから、撤去工事を追加するとともに、これに伴い施工方法を見直すことから、契約金額の変更を行う提案をさせていただくものであります。

次に、人権擁護委員の推薦に係る議案についてご説明をいたします。

本区の委員のうち、令和7年6月30日に任期満了となる長谷川一也氏および羽鳥紀子氏を再任として、また、同じく令和7年6月30日に任期満了となる後藤基氏の後任として、百々靖雄氏を新任として、それぞれご就任をお願いしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、当委員会の議題に上げさせていただいたものでございます。

いずれも人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であると存じます。

長谷川氏の履歴については資料No.3、羽鳥氏の履歴については資料No.4、百々氏の履歴については資料No.5のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。何とぞよろしくご願ひ申し上げます。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ないようですので、質疑を終了いたします。

堀越副区長、ありがとうございました。

○堀越副区長

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○まつざわ委員長

それでは、ただいま堀越副区長より説明のありました5件の議案につきましては、後ほど議事日程の中で確認してまいります。明日の本会議にて議決予定となりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について

(3) 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について

○まつざわ委員長

次に、(2)品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について、および(3)品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についての2件を一括して議題に供します。

これら2件につきましては、以前の議会運営委員会でご確認いただいたとおり、明日の本会議で議題とし、議決することになります。

それぞれ以前の本委員会で内容をご確認いただき、さらに指定の期日までに提出者および議案に対する態度をご報告いただきましたので、本日は、資料No. 6および7のとおり、案文形式に調製をいたしました。

まず、案文の内容および提出者については、それぞれ資料No. 6および7のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ありがとうございます。さよう決定いたします。

次に、採決方法の確認のため、各会派の態度について局長から説明願います。

○大澤区議会事務局長

無所属議員を含め、全会派賛成と伺っております。

○まつざわ委員長

それでは、全会派、無所属議員が賛成とのことですので、これら2件の採決方法につきましては、簡易採決ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

また、これら2件の議案説明は、委員長の私からでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

採決方法について、各会派での周知をお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

(4) 開議時間について

(5) 議事日程(5)および追加議事日程について

○まつざわ委員長

次に、(4)開議時間について、および(5)議事日程(5)および追加議事日程についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

明日、26日の本会議でございますが、先ほど副区長からご説明がありましたとおり、5本の議案が追加されます。特別区税に係る条例および工事請負契約に係る変更については、総務委員会での審査が見込まれますので、開議を10時とすることについてご確認をお願いいたします。

次に、資料No. 9、本会議運営（案）に基づきご説明いたします。

まず、日程第1から第17までを一括して総務委員長よりご報告いただきます。

日程第1および第3は、委員会で賛成多数、起立採決となります。

日程第2および第4から17は、委員会では全会一致、委員会に所属していない無所属議員7名も賛成のため、簡易採決となります。

採決の順番は、表の右の欄、丸数字の順に、①日程第2および第4から17の15件一括で簡易、②日程第1、第3の2件一括で起立となります。

次に、日程第18、19の2件を一括して区民委員長よりご報告いただきます。

委員会では全会一致、委員会に所属していない維新、無所属議員6名も賛成のため、簡易採決を予定しています。

次に、日程第20から第38の19件を一括して厚生委員長よりご報告いただきます。

日程第20から33および35から38につきましては、委員会では全会一致、委員会に所属していない維新、無所属議員7名も賛成のため、簡易採決を予定しています。

日程第34は、委員会で賛成多数であり、起立採決を予定しています。

採決の順番は、①日程第20から33および35から38の18件を一括して簡易、②日程第34が起立です。

次に、日程第39から43の5件を一括して建設委員長よりご報告いただきます。

日程第39および41から43は、委員会で全会一致、委員会に所属していない品改、維新、無所属議員6名も賛成のため、簡易採決。

日程第40につきましては、委員会で賛成多数であり、起立採決を予定しています。

採決の順番は、①日程第39および41から43の4件を一括して簡易、②日程第40が起立となります。

次に、日程第44から52の9件を一括して文教委員長よりご報告いただきます。

日程第44から48、50から52は、委員会では全会一致、委員会に所属していない共産、品改、

無所属議員6名も賛成のため、簡易採決を予定しています。

日程第49は、委員会では全会一致、委員会に所属していない共産が反対で、起立採決となります。

採決の順番は、①日程第44から48および50から52の8件を一括して簡易、②日程第49が起立となります。

次に、日程第53から57、予算に関する議案について、5件一括して予算特別委員長よりご報告いただきます。

日程第53は、委員会では賛成多数であり、起立採決を予定しています。

本件につきましては、西本たか子議員より反対討論の通告があり、委員長の報告後、討論となります。

日程第54は、委員会では賛成多数であり、起立採決となります。

日程第55と56は、委員会では賛成多数であり、2件を一括して起立採決を予定しています。

日程第57は、委員会では全会一致であり、簡易採決を予定しています。

採決の順は、①日程第57が簡易、②日程第53が起立、③日程第54が起立、④日程第55と56の2件一括で起立でございます。

次に、追加議案の上程と採決です。

追加日程第1および第2、第62号議案、第63号議案につきましては、堀越副区長より説明があり、総務委員会に付託し、本会議を休憩、総務委員会において審議、その後、議会運営委員会において採決方法を確認し、本会議を再開して、委員長報告、採決となります。

次に、追加日程第3から第5、第64号議案から第66号議案、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、堀越副区長より説明を受け、議場即決を諮り、原案に対する採決を行います。

こちらの態度につきましては、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、追加日程第6および第7、議員提出第2号、第3号議案について、まつざわ和昌議員より提案説明がございます。こちらは先ほどご確認したとおり、2件一括して簡易採決となります。

追加議事日程の終了後、令和6年度後期一般監査の結果について報告がございます。

続きまして、議事日程(5)請願・陳情審査結果報告になります。

日程第58、請願・陳情審査結果報告(1)につきましては、請願2件、陳情10件が簡易採決の予定でございます。

日程第59、令和7年請願第5号、「選択的夫婦別姓制度の早期実現を国に求める意見書」提出を求める請願について、区民委員長より報告の後、吉田ゆみこ議員、安藤たい作議員から賛成討論の申し出がございますので、討論終了後、起立採決となります。

日程第60、61、令和7年陳情第4号、5号のインボイス制度に係る調査に関する陳情につきまして、区民委員長より2件一括して報告の後、西村直子議員から反対討論、安藤たい作議員、石田しんご議員、やなぎさわ聡議員より賛成討論がございます。討論終了後、日程第60、61の順に起立採決となります。

次に、日程第62、令和7年請願第6号、国に対して訪問介護の基本報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願につきまして、厚生委員長より報告の後、鈴木ひろ子議員、やなぎさわ聡議員より賛成討論があり、討論終了後、起立採決となります。

次に、日程第63、令和7年陳情第9号、小山三丁目第一地区・第二地区再開発中止に係る陳情について、建設委員長からの報告の後、のだて稔史議員から賛成討論があり、起立採決となります。

次に、日程第64、請願・陳情の付託につきましては、資料No.9-2に、期日までに提出された

請願1件、陳情1件の付託予定先を記載してございます。

資料No. 9にお戻りいただき、次に、日程第65、議会閉会中継続審査調査事項についてお諮りし、終了は午後3時45分を見込んでおります。

なお、本会議終了後、区長等が各会派控室に挨拶にお伺いすると聞いております。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

ただいまの局長の説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、各採決方法につきましては、日程第1、日程第3、日程第34、日程第40、日程第49、日程第53から日程第56および日程第59から日程第63は起立採決、そのほかにつきましては簡易採決ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

さよう決定いたします。

資料No. 9の日程第1、日程第3、日程第34、日程第40、日程第49、日程第53から日程第56および日程第59から日程第63の採決方法につきましては「起立採決」の欄に丸を、その他の欄は「簡易採決」に丸をつけていただき、採決方法について各会派での周知をお願いいたします。

次に、人事議案の採決方法を確認いたします。

追加議事日程第3から第5の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、一括して各会派の態度を確認していきたいと思っております。

これら3議案のうち、一部に反対する場合は、その旨ご発言ください。

自民党からお願いいたします。

○こしば委員

賛成します。

○塚本委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○安藤委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○まつざわ委員長

全会派賛成ということですので、それでは、維新および無所属議員の態度について、局長より報告願います。

○大澤区議会事務局長

維新、無所属議員は、賛成と伺っております。

○まつざわ委員長

それでは、全会派および無所属議員が賛成ということでございますので、追加日程第3から第5の採決方法については、全て簡易採決、また、これら3件は一括して採決することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

資料No. 9の追加議事日程第3から第5の右端の欄の「簡易採決」に丸の記入をお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○まつざわ委員長

次に、予定表2のその他を行います。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてですが、配付の申出書(案)のとおり申し出ることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ありがとうございます。それでは、そのように申し出ます。

(2) 議長会等の報告について

(3) 議員研修会について

○まつざわ委員長

次に、(2)議長会等の報告について、および(3)議員研修会についての2件を一括して議長よりお願いいたします。

○渡辺議長

それでは、順を追ってまいります。

まず初めに、セムカンということで、1月に政務活動費の電子処理について勉強会を開催し、多くの参加をいただきました。その後の扱いをどうするかというところは、この間、各議員からもご意見をいただいたり、ご質疑をいただいております。それぞれ賛否とございますが、それぞれ見解も異なった中で、この新年度、4月からの試行等は難しいという結論を議運の正副委員長とも協議をいたしました。決して否定するものではなくて、来年度頭が難しい、来月だと少し早急なので、まだ意見がまとまっていないので、しばらくまた皆さんと協議を続けていくということをご了解いただきたいと思います。それがセムカンについてということです。

続きまして、項目で言うと、議員厚生年金についてということで、これは、先だって議長会のほうで、全国の市議会議長会の会長から、特別区議長会に、2回目なのですが、要請がありました。会長本人もいらっしゃった上で、議会の厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択を、23区でも進めてほしいという趣旨でありました。現在、23区で、この趣旨の意見書の採択は、23区中6区になっています。全国で言いますと、国への意見書の可決状況は、令和7年3月6日現在で、都道府県議会で言うと、33道府県、70%、そして、市区町村議会を合わせた全体が70.9%が国へ求める意見書を採択しているという現状があるそうです。この背景には、議員の成り手不足ですとか、社会保障

の面が大きな課題になっているので、特に成り手不足の多い地方議会では積極的な意見書採択が進んでいると。どうしてもその逆で、都市部は関心が薄い傾向にあるので、首都圏をはじめ大都市部に、今、会長が直接要請しているという状況だそうです。

当品川区議会においては、案文や資料を皆さんに届くようにいたしますが、厚生年金ありきではない案文も同趣旨で採択されていまして、ポイントを言いますと、やはり主権者教育の一層の促進により、通常の議会の認知度を上げること、あるいは、成り手不足にもつながっていくということ、また、議員活動において、出産や育児、介護等の両立等をこの意見書に盛り込んで、最近ですと、江戸川区がそのような趣旨で、厚生年金ありきではなくて、政治分野の男女共同参画の推進等を盛り込んだ形の意見書が採択されたと、これは好事例として取り上げておりました。

そのようなことを踏まえながら、品川区議会においても、今日、頭出しといたしますか、議論に入る入り口ということで、皆さんにご了解いただきながら、次年度、第2回定例会を目標に、3か月ほどありますので、議論を深めていければという形で提案したいと思います。

また資料等は配付いたします。

最後です。議員研修会のご案内ということで、本日の予定表に日時が示されています。2のその他(3)のところですか。令和7年4月23日の午後2時からお時間をいただければということです。

中身なのですが、題目を「ハラスメントとはなんぞや」という題目で考えております。

そして講師には、行政書士、祐川葉様ということで、その分野に非常に長けていらっしゃる。そして、実際に、これ、あくつ副議長からご推薦をいただいて、品川での行政書士会の研修等で直接話を聞いた際に非常に良かったということの推薦があり設定をさせていただきました。まずは日程の確保、4月23日、午後2時から予定をいただければと思います。

○まつざわ委員長

ご発言が終わりました。

それでは、これら2件について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

せっかくなので、セムカンのお話があったのですが、4月からの試行というのは、確かに少し早過ぎるのではないかと思いますので、その点については同感ですけれども、私たちも何人かで講習を受けたのですが、領収書の全面公開とか、ネット公開という点では、実際にやろうとすると、物すごく事務手続が大変で、なかなか現実的ではない面もあったのですが、あちらのツールですと、そういったことが、ある程度簡便にできるということも分かりましたので、私としては、開かれた議会になるという点では、非常に有用なツールになり得るのではないかと思いますので、これから検討を深めていただきたいと思います。意見だけでございます。

○まつざわ委員長

ほかに。

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 傍聴規則の改正について

○まつざわ委員長

次に、(4)傍聴規則の改正についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No. 12をご覧ください。

全国標準市議会傍聴規則について、平成3年の改正を最後に改正が行われておらず、現在の社会情勢にそぐわなくなっている部分があることから、今般、改正が行われました。この改正に合わせて、品川区議会傍聴規則および委員会傍聴規則を改正するものです。

改正の概要としましては、①感染症のまん延などを想定し、傍聴人の定員を議長が定めることができることとする。

②傍聴席で認められないものとして、これまで鉢巻き、ゼッケン、旗、幟、ラップ、太鼓等が列挙されていたものを整理し、「示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物」との文言を追加した上で、傍聴者の携帯品について、係員が質問できることとする。

③飲食は禁止だが、水分補給は可能とすること。携帯電話等の音を発しないようにすることを明記する。

以上の内容のほか、文言の整理等がございます。

委員会の規則につきましても同様の改正です。

なお、傍聴者に新たな対応等を求めるものではなく、従前どおりの傍聴が可能となっております。

新旧対照表がございますので、確認ください。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件につきましては、本日のところ、一度会派に持ち帰っていただきまして、次回以降の議運で改めて協議し決定したいと思っております。

その点を踏まえ、本件についてご質疑等がございますでしょうか。

○安藤委員

少しお伺いしたいのですが、全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則の例にならってということだと思っておりますが、そちらにはあって、そちらの例以外で、品川区議会独自に追加した項目はあるのか。もしあるとしたら、この案についてどこら辺なのかということをお伺いしたい。それが1つ。

それと、「じい的」と読むのですか、「しい的」というのですか。

○大澤区議会事務局長

どちらでもいいそうです。

○安藤委員

示威的行為のために使用されるおそれというのは、どういうことなのかということがもう少し知りたい。第6条のところです。

あと、第6条のところ、続いて、「他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者」というのは、あまりにも抽象的で、こちらは違う意味での恣意的な運用がされてしまうおそれがあるので、あえてこれを入れなくてもいいのではないかと思うのですが、そこら辺についての考えはいかがでしょうか。

○大澤区議会事務局長

品川区独自で入れたものとしては、水分補給は可とするということで、それは各議会でご判断くださいというような検討をされていた部分なので、あえて品川区としては入れてございます。

示威的行為は、周りに対して、辞書で言うと、威力の強さとかを誇示することみたいな感じなのです。

けれども、いわゆる幟とか、ラッパとか、そういうものを含めてこういう表現になっているというふう
に理解しております。

最後の部分ですけれども、そこはもともと改正前から入っていた部分なので、あえて消すという必要
もないのではないかなというふうには認識してございます。

○安藤委員

最後のところですが、入っていないと思うのですけれども、どうでしょうか。あえて入れなく
てもいいと思うのですけれども、どこに入っていましたか。私、見当たらないのです、改正前。

○大澤区議会事務局長

改正前の(7)の「議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる」ということを「他人に
迷惑を及ぼす」という表現に変えていて、意味的には同様かなと思っておりますけれども。

○安藤委員

そうですね、議事を妨害するというものと、新しいところの会議を妨害するというのが同じだと思
うのですけれども、その後に「または」ということになっているので、あえて「他人に迷惑を及ぼすこと」
という抽象的な表現が入っていると私は理解しておりますので、次回でやりますけれども、あえてこ
ちらに入れる必要があるのかなと、今、考えているところでございます。

○まつざわ委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○まつざわ委員長

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 申し合わせ確認事項の改正について

○まつざわ委員長

次に、(5)申し合わせ確認事項の改正についてを議題に供します。

本件は、今年度、試行的に実施していた予算・決算特別委員会の開会時間の前倒し、軽装対応の通年
化および前回の議運で議長より提案のあった正副議長応接室の歴代議長の写真の掲額廃止に伴う掲額式
の廃止について、申し合わせ確認事項の改正を行うものでございます。

改正案として、資料No. 15をつけております。

それでは、初めに、この資料をもとに、改正内容について、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No. 15をご覧ください。

まず、予算特別委員会・決算特別委員会の開議時間でございますが、現在、試行として実施している
9時半からとするものです。

次に、同様に試行してまいりました会議の際の上着・ネクタイの着用を省略できるとするものです。

最後に、過日、議長よりご提案のありました歴代議長の写真について、正副議長応接室への掲示を取
りやめることに伴いまして、掲額式を廃止するものです。

この項の廃止に伴い、それ以降の項番が繰り上がります。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

予算・決算特別委員会の開会時間を9時半に早めるというところを試行して、それぞれ1回ずつやったというところで、当初の話は試行ということだったのですけれども、2回やってみて、私としては、悪くないのではないかと思いますのですけれども、正式にこちらに書き込むということなので、ご提案された議長なども、客観的に見て、2回経て、どうだったのかというか、そこら辺のご評価をお伺いした上で、試行から本格実施というふうになったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○渡辺議長

おおむね好評と捉えています。というのは、全部の情報を把握できているわけではないですが、まず議会内、あるいは、区の職員、この辺り、当事者間で聞いている話を主なものを挙げると、まず、議会側では、やはり連日続く予算・特別委員会なので、終了後に理事者との打ち合わせ、あるいは聞き取り等もあるので、30分の違いで、今まで6時を回っていたものが5時半程度になると、これは非常に、課長と、理事者とのやり取りもしやすくなったということが議会側の一番のメリットとして挙げていただいています。

行政側も、それぞれ働き方改革の流れの中で、やはり終業の時間帯の30分はとても大きいということで、好評を得ているというようなことが挙げられます。

ですから、試行ではありましたが、本格適用が望ましいと思っています。

○まつざわ委員長

ほかに。

よろしいですか。

先ほど、議長のお話からもありました。やり取りの便利さ、そういったご意見も非常に多いということとありますので、申し合わせ確認事項を資料No.15のとおり改正することでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

以上で、本件を終了いたします。

(6) 政務活動費について

(7) 職員の人事異動について

(8) その他

○まつざわ委員長

次に、(6)政務活動費についてから(8)その他までの3件を一括して議題に供します。

それでは、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

(6)政務活動費については、予定表に記載のとおり、令和6年度第4期分と年度収支報告書を、4月22日火曜日までにご提出ください。

5月の出納閉鎖までに確定・精算をしなければなりませんので、期限の厳守をお願いいたします。

なお、令和7年度第1期分の交付は4月9日水曜日の予定です。

また、政務活動費のあらましは、5月16日金曜日が提出期限となっております。

次に、(7)職員の人事異動ですが、4月1日付の異動につきまして、参考資料がございますので、ご確認をお願いします。

転入者につきましては、4月15日の常任委員会の開会前、12時45分以降に控室にご挨拶に伺う予定です。

次に、(8)その他、停電についてご案内です。

第二庁舎は、4月19日土曜日、午前7時半から午後8時まで停電の予定です。

停電に伴いまして、第一駐車場の出入口は、前日、午後7時より封鎖となります。第二駐車場出入口への通り抜けは可能です。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご質疑等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は、明日、3月26日、本会議休憩中を予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時02分閉会